

1 納める方は

酒類製造者（酒類を外国から輸入する場合は輸入者）

この税は販売価格に含まれ、最終的には消費者の方に負担していただくことになります。

2 納める額は

● 税 率

（令和6年4月現在）

品 目 \ 区 分	容 量 ミリリットル	アルコール分 %	酒税額 円
清酒	1,800	15.0	180.00
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	450.00
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	450.00
果実酒	750	11.0	75.00
ウイスキー	700	43.0	301.00
ビール	350	5.0	63.35
発泡酒（麦芽比率25%未満のもの）	350	5.0	46.99
発泡酒（旧新ジャンル）	350	5.0	46.99

（注）令和8年10月1日以降、一部品目の税率の変更に伴い、酒税額が変更されます。